

市長質疑での代理による質疑について

1 現状

本会議における代表質疑及び会派質疑については、発言通告者が欠席した場合、会派内の他の議員が欠席議員に代わって質疑を行うことを認めることで、令和6年2月26日の議会運営委員会において協議が調い、先例に規定された。

一方、予算・決算特別委員会における市長質疑については、先例により各会派の質疑項目は予算又は決算特別委員会の委員長に通告することとなっているが、通告者が欠席した際の取扱いについては、協議が行われていない。

過去の例として、令和5年6月定例会予算特別委員会の市長質疑において、通告者が欠席したため、同日に予算特別委員会役職者で取扱いを持ち回りで協議し、代理による質疑を認めている。については、今後も同様の事例が発生する恐れがあるため、本委員会で取扱いを検討してはどうかと考える。

2 見直し案

市長質疑は、会派単位で行われており、通告した内容を変更しない限りにおいて、欠席をする委員が所属する会派で同じ分科会に所属する委員が代わって市長質疑を行うことを認めてはどうか。(なお、代わる委員がない場合は、その通告の取下げを認めることとする。)

【関係規定】

先例116 - 2

代表質疑及び会派質疑を行う予定の議員が、やむを得ない事由により会議を欠席する場合は、発言通告の内容を変更しない限りにおいて、当該欠席をする議員が所属する会派の他の所属議員が代わってこれを行うことができる。

先例212

分科会での市長質疑における各会派の質疑項目は、所管局の審査終了日の午後4時(審査終了が午後3時以降となった場合は、審査終了の1時間後)までに予算特別委員会又は決算特別委員会の委員長に通告し、委員長は、通告のあった質疑項目を質疑日前日までに全委員に周知する。

先例213

分科会における市長質疑の順番は、大会派順とするのを例とする。